

令和2年度スポーツ庁委託事業

# 報告書

多様なスポーツ紛争事例がある国への派遣研修

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

## 第1 本報告書の概要

### 1 派遣先・派遣者

#### (1) 派遣先

当機構が受託する「多様なスポーツ紛争事例がある国への派遣研修」事業(以下「本事業」という)は、2020年度で10年目を迎える。日本では、2019年に政府主導でガバナンスコードが策定され、今後、順次各スポーツ団体への適用が進むことが想定されている。

ガバナンスコード策定に際しては、イギリスの制度が参考にされたが、2018年、2020年には、イギリスも加盟国となっている欧州評議会(Council of Europe, 以下「CE」または「CoE」という)の司法機関である欧州人権裁判所(European Court of Human Rights、以下「ECtHR」という)において、スポーツ仲裁で敗訴した選手らが、それぞれの仲裁廷には独立性・公平性がなく、欧州人権条約(European Convention on Human Rights、以下「ECHR」という)第6条第1項に規定されている公平な裁判を受ける権利が侵害されたとして、仲裁地の政府を相手に訴えを提起するという事案の判決が相次いで出された。これらの事案で、ECtHRは、スポーツ仲裁にも「公平な裁判を受ける権利」の適用があるのか、ある場合には、何を基準に仲裁廷の独立性・公平性を判断すべきかという判断基準を示した。

そこで、今年度は、独立・公平な仲裁廷とは何かについて、ECtHRが示した判断基準を分析し、その基準がイギリスのスポーツ紛争解決機関においてどのように適用されているかを調査することを目的として、イギリス・エセックス大学を派遣先とした。

#### (2) 派遣者

本年度の派遣者は、次の者である(以下「本派遣者」という)。

弁護士 八 木 由 里

(略歴)

2002年7月～現在 八木法律事務所

2020年11月まで 当機構の仲裁人候補者

## 2 本書の構成

本書では、本事業の国内研修及び海外研修の実施概要を述べた上で(第2)、海外研修中の調査研究方法について報告し(第3)。最後に、本事業を踏まえた今後の展望等について述べる(第4)。

## 第2 事業の実施概要

### 1 国内研修

本事業では、2020年11月1日から2021年1月17日までおよび2021年3月19日は、本派遣者に理解増進事業職員として国内研修を実施させた。具体的には、「スポーツ仲裁規則」改正や「スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査に関するスポーツ仲裁規則」策定内容の検討、および過去のJSAA仲裁事案の要約等を行わせた。

### 2 海外研修

#### (1) 研修期間

2021年1月18日から2021年3月18日まで。

#### (2) 海外研修中の調査・研究方法

日本およびイギリスにおける新型コロナウイルスの感染状況悪化により、渡英を延期、最終的に取りやめを決定したが、エセックス大学の客員研究員として、日本から大学のリソースにアクセスすることが特別に許可されたため、日本においてできる限りの研究を進めた。海外研修中は、主に下記の3つの方法での、調査・研究を予定していたが、渡英取りやめにより③については行えず、①②のみを実施した。

① 書籍、文献、判例等による調査・研究

② 会議等参加(オンライン)

③ インタビュー、フィールドワーク

各調査方法の概要は、以下第3で説明する。

### 第3 海外研修中の調査・研究方法

#### 1 調査項目の概要

海外研修中は、主に以下の3つを主要なテーマと定めて調査を行った。

調査項目① スポーツ紛争において公平な仲裁を受ける権利—独立・公平な仲裁廷とは—

Pechstein事案・Ali Rıza事案でECtHRが示した判断基準

調査事項② 調査項目①で分析した基準について、イギリスの国内スポーツ連盟およびスポーツ仲裁機関での適用状況

#### 2 調査項目① 独立・公平なスポーツ仲裁機関として認められるための要件—

##### 欧州人権裁判所の判断基準

ECtHRは、ECHR第6条第1項に規定されている独立・公平な裁判を受ける権利に関して、2018年にMutu・Pechstein事案の判決を、2020年にAli Rıza事案の判決を出している。(独立・公平な)裁判を受ける権利は、日本国憲法や日本が批准している国際人権規約などにも規定されているが、このような独立・公平な「裁判」を受ける権利は、独立・公平な「仲裁」を受ける権利として、国の裁判所ではない「仲裁廷」にも当てはまるのかについて、これらの事案では判断している。まず、法律上、関係規則上、あるいは「事実上」、紛争解決の手段として仲裁以外の選択肢が与えられていない場合、すなわち「強制的仲裁」といえる場合には、当事者に公平・中立な「仲裁」を受ける権利が認められると判断している。そして、スポーツ紛争解決機関が「独立・公平」であると言えるためには、主に、仲裁人候補者の選任方法、選任機関、そして、外部からの圧力に対する保護がどの程度保証されているかによって判断するとされている。なお、国の裁判所が運営費用はすべて国から賄われていても、行政訴訟を取り扱えることとを考慮すれば、仲裁廷の運営資金の負担が潜在的な一方当事者(スポーツ団体等)に依存するものであっても、その点のみでは、仲裁廷の独立性は否定されないと判示している。

Mutu・Pechstein事案とAli Rıza事案の判示内容の一覧表は以下のとおりである。

	Pechstein 事案多数意見	Pechstein 事案少数意見	Mutu 事案	Ali Riza 事案
問題となった紛争解決機関	Court of Arbitration for Sport (CAS) (スポーツ連盟から独立したスポーツ仲裁組織)			トルコサッカー連盟 仲裁委員会 (国内スポーツ連盟(NF)内の紛争解決部門)
公平な裁判を受ける権利 (ECHR 第6条、第1項) はスポーツ仲裁にも適用されるか?	同条の「Tribunal」には典型的な国の裁判所のみならず、法律やスポーツ連盟の規則に基づき私人間の特定の紛争を解決するための仲裁廷も含まれる。 仲裁合意が真に自由意思のもとでなされたケース (任意的仲裁) では、当事者は、仲裁条項に署名することで、「裁判を受ける権利」を任意に放棄しているのであり、同条の保護は受けない。一方で、仲裁が強制されたもの (強制的仲裁) で、紛争を国の裁判所ではなく仲裁廷で解決しなくてはならないことに、当事者の選択の余地がない場合には、ECHR 第6条第1項が、「公平・中立な仲裁を受ける権利」として適用される。			
任意的仲裁か強制的仲裁か	強制的仲裁 (拒否すれば ISU の競技会に参加してプロ選手としての活動ができなくなるため。)		任意的仲裁 (適用される規則では、国の裁判所か仲裁かを選択できたが、選手は、自由な意思のもとで裁判所ではなく CAS を利用することを選択したため。)	強制的仲裁 (適用される法律によると仲裁以外の選択肢がなかったため。)
独立・公平な仲裁の判断基準	仲裁人候補者の選任の方法、在任期間、外部からの圧力に対する保護の有無、独立した外観を有しているかどうか。  ただし、各仲裁人の個人レベルで、	仲裁人候補者の選任の方法、在任期間、外部からの圧力に対する保護の有無、独立した外観を有しているかどうか。	仲裁人候補者の選任の方法、在任期間、外部からの圧力に対する保護の有無、独立した外観を有しているかどうか。  ただし、各仲裁人の個人レベルで、	仲裁委員会メンバーの選任方法、在任期間、外部からの圧力に対する保護の有無、独立した外観を有しているかどうか。

	あるいは、仲裁人候補者の大半が競技団体の影響を受けていることを立証できなければ、独立・公平な仲裁ではないと認定することはできない。		あるいは、仲裁人候補者の大半が競技団体の影響を受けていることを立証できなければ、独立・公平な仲裁ではないと認定することはできない。	
その他の要素	財政面は必ずしも重要ではない。 (国の裁判所は常に国の予算によって運営されているが、その事実が、国が当事者になっている事案で、裁判所に独立性・中立性が無いということにはならないことと同様に考えられる。)	個々の仲裁人が独立性・中立性があるかは必ずしも関係が無い。		財政面は必ずしも重要ではない。 (例えば、国の裁判所は常に国の予算によって運営されているが、その事実が、国が当事者になっている事案で、裁判に独立性・中立性が無いということにはならないことと同様に考えられる。)
具体的あてはめ	仲裁人候補者を選任する ICAS は、スポーツ団体から選任されたメンバーが多くを占めている。 そして、3/5 の仲裁人候補者はスポーツ団体から選任され、1/5 は選手保護の観点から、1/5 は上記の団体から独立した者の中から ICAS が選任するこ	スポーツ団体は直接あるは間接的に ICAS を通して仲裁人候補者選任のシステムに不適切な不当な影響を及ぼしていると言え、このような影響のもと選任された仲裁人候補者から指名された者がスポーツ団体と選手との紛争解決を担当することになるの	そもそも、本件は、任意的仲裁であり、第 6 条第 1 項の保護を受けない。 さらに、Mutu は本件と関連事案を担当した仲裁人個人の独立性と中立性を問題にしているが、双方の事案の原因となっている事実が同じであっても、二つの仲裁	本件にかかわったすべての AC メンバーは、理事会から指名されており、理事会は、圧倒的にクラブの元メンバーや幹部役員で構成されていた。 また、執行機関である理事会メンバーと AC メンバーの任期を同じにすることは不当で、AC の独立性と公平性に疑問を生

	<p>とになっている。紛争当事者は仲裁人候補者リストに登載されている仲裁人を指名しなくてはならない。しかし、そうではあっても、ICAS が作成した仲裁人候補者リストには本件当時約 300 人もの仲裁人候補者が搭載されており、Pechstein は、その全員について独立性と公平性に疑問をさしはさむような事実について証拠を提出していない。</p>	<p>である。言い換えれば、この仲裁人候補者選任システムは、CAS 仲裁で当事者となりうるスポーツ団体と ICAS には特定のつながりがあることを示している。そのつながりは、不適切なものである。</p>	<p>パネルが審理すべき法律的な争点は明確に異なっており、両方の事案にかかわった仲裁人が公平性に欠けるとは言えない。</p>	<p>じさせる。理事会メンバーが AC メンバーを兼ねることは禁止されているが、AC パネルに忌避が申し立てられた場合の手続き規定が存在しない。また、AC パネルは独立性に関する情報の開示義務がない。したがって、理事会と AC とは組織上、構造上の強いつながりがあり、理事会は AC の機能に重大な影響を及ぼす。選手は、クラブと同程度には、AC メンバーを選任する理事会に利益代弁者を出していない。以上のことを考慮すると、理事会は AC の組織や業務に対して強い影響力を有しており、AC メンバーには理事会からの圧力からの保護がなく、独立性と公平性が疑われるという主張には理由がある</p>
<p>独立・公平な仲裁を受ける権利の侵害</p>	<p>なし。 (CAS には公平性中立性が無いとは言えない。)</p>	<p>あり。 (CAS 仲裁人候補者を選任する ICAS とスポーツ団体と</p>	<p>なし。 (そもそも第 6 条第 1 項の適用なし)</p>	<p>あり。 (TFF AC にクラブの代表が多数を占める理事会の影響を受け</p>

		は不適切なつながりがある)		ており、  独立性と公平性が疑われる)
--	--	---------------	--	---------------------------

内容の詳細については、以下の報告書に記載している。

別紙 スポーツ紛争において公平な仲裁を受ける権利—独立・公平な仲裁廷とは—  
Pechstein事案・Ali Rıza事案でECTHRが示した判断基準

### 3 調査項目② 調査項目①で分析した基準について、イギリスの国内スポーツ連盟およびスポーツ仲裁機関での適用状況

イギリスは、CoEの加盟国であり、ECHRの締結国である。したがって、調査項目①で示された基準は、イギリスにもそのまま適用されることとなる。そこで、①で分析した2つの判例により、イギリスのスポーツ紛争解決機関やNF内司法廷がMutu・Pechstein事案およびAli Rıza事案の判決を契機に、何らかの改革を行ったか、また現状どのような組織・規程となっているかを、事前調査を行ったうえで、フィールドワークによる現地調査・インタビューによる聞き取り調査を実施する予定であった。そのために、スポーツレゾリューションやイギリス国内スポーツ連盟の紛争解決機関メンバーの選任方法などについて、事前調査を進め、インタビューや現地調査に備えたが、新型コロナウイルス感染状況の悪化により、渡英を取りやめたため、調査項目③については、調査を完了することができなかった。今後、機会があれば、今回行えなかった調査を進めたい。

### 5 会議等参加（オンライン）

新型コロナウイルスの感染拡大により世界中の往来が規制あるいは自粛されていることに伴い、多くのスポーツフォーラム等がオンラインで行われたため、スポーツ紛争に関するオンライン国際フォーラムにもできる限り参加した。

契約期間中に参加（視聴）した主なオンライン国際フォーラム等は以下のとおりである。

2020年12月3日 WADA主催 Enhancing WADA's Athlete Representation

2020年12月4日 T.M.C. Asser Instituut主催 [Zoom In on transnational sports law] Blake Leeper v. IAAF

2021年1月20日 T.M.C. Asser Instituut主催 [Zoom In] International Skating Union v. European Commission

2021年2月25日 T.M.C. Asser Instituut主催”[Zoom In] on World Anti-Doping Agency v. Russian Anti-Doping Agency

#### 第4 結語

本年度の海外派遣研修においては、オンラインでの実施となったが、ECtHRの比較的新しい判決の分析により、ECtHRが示したスポーツ仲裁機関の独立性・公平性の判断基準を知ることができた。欧州人権条約（ECHR）自体は日本のスポーツ紛争解決機関には直接は適用されないものの、ピラミッド構造をとるスポーツ組織において、その頂点に位置する国際スポーツ連盟（IF）の多くが所在地を置くヨーロッパの最高司法機関が下した判断は、IFのメンバーである、日本の国内スポーツ連盟（NF）にも間接的に影響を及ぼすこととなると考えられる。また、日本国憲法第32条においても、裁判を受ける権利が保障されており、日本が批准している国際人権規約14条にも公平な裁判を受ける権利が規定されており、憲法や条約に定められた人権は、本来対国家的なものであり、私人間（強大な権力を有する組織と個人）においては、民法の条文などを通じて間接的に適用されるとされているが（憲法につき三菱樹脂事件（最大判昭48.12.12）および日産自動車事件（最判昭56.3.24）、条約につき大阪高等裁判所判決／平成25年（ネ）第3235号街頭宣伝差止め等請求控訴事件（平成26年7月8日））、スポーツ仲裁機関に独立性・中立性が求められることは、その機関の所在地がヨーロッパ内か否かにかかわらず、選手の権利保護の観点から普遍的に要求されるものでもあり、日本のスポーツ連盟内の紛争解決部門や、日本スポーツ仲裁機構の独立性・中立性を検討する際のあり方を今後検討する上で、一つの参考資料となれば幸いである。

本来は、この調査結果から発展的にイギリスでのスポーツ紛争解決機関の改革や現状を調査することが最終目標であったが、現地調査を実施できなかったことは残念であった。

以上

調査事項①

スポーツ紛争において公平な仲裁を受ける権利

—独立・公平な仲裁廷とは—

Pechstein 事案・Ali Rıza 事案で ECtHR が示した判断基準

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

2021/3/19

## 目次

第1	イントロダクション .....	4
第2	ECtHR、ECHR とは.....	5
第3	MUTU AND PECHSTEIN v. SWITZERLAND (nos. 40575/10 and 67474/10) 7	
1.	Mutu 事案の概要.....	7
2.	Mutu 事案における原審 (SFT) の判断.....	9
3.	Pechstein 事案の概要.....	12
4.	Pechstein 事案における原審 (SFT) の判断.....	13
5.	ECtHR が示した判断 .....	13
	(1) 前提となる事実.....	13
	(2) 独立・公平な裁判を受ける権利は仲裁にも適用されるか? .....	17
	(3) CAS は公平中立な仲裁廷といえるか—Pechstein 事案について ....	18
	(4) CAS は公平・中立な仲裁廷といえるか—Mutu 事案について .....	20
6.	Pechstein 事案の ECtHR 少数意見 .....	21
第4	ALI RIZA AND OTHERS v. TURKEY (nos. 30226/10 and 4 others) ....	23
1.	Ali Rıza 事案 (nos. 30226/10) の概要 .....	24
2.	Serkan Akal 事案 (nos. 5506/16) の概要.....	26
3.	ECtHR が示した判断 (連盟内スポーツ仲裁機関の独立性・中立性の判断基準)	

第5 まとめ .....30

作成者

弁護士 八木由里（八木法律事務所/ エセックス大学（UK）客員研究員）

## 第1 イントロダクション

スポーツにおける紛争は、多くの場合、第1審として、スポーツ連盟内の司法機関によって判断が下される。その当事者となった者が、第1審の判断に不服がある時には、スポーツ連盟の規則に従って、日本スポーツ仲裁機構や Court of Arbitration for Sport (以下「CAS」という)などのスポーツ連盟とは独立した仲裁機関へ上訴を提起できることが多い。その仲裁決定に対しては、仲裁地の法律(日本仲裁法第44条<sup>1</sup>、Swiss Private International Private Law Act (以下「PILA」という)第190条(2)<sup>2</sup>など)に従って、仲裁地の裁判所へ仲裁決定の

---

<sup>1</sup> 仲裁法第四十四条 当事者は、次に掲げる事由があるときは、裁判所に対し、仲裁判断の取消しの申立てをすることができる。

- 一 仲裁合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。
- 二 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令(当該指定がないときは、日本の法令)によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。
- 三 申立人が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続において、日本の法令(その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意)により必要とされる通知を受けなかったこと。
- 四 申立人が、仲裁手続において防御することが不可能であったこと。
- 五 仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続における申立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであること。
- 六 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、日本の法令(その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意)に違反するものであったこと。
- 七 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。
- 八 仲裁判断の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

<sup>2</sup> PILA Article 190

2 The award may only be annulled:

- a) if the sole arbitrator was not properly appointed or if the arbitral tribunal was not properly constituted;
- b) if the arbitral tribunal wrongly accepted or declined jurisdiction;
- c) if the arbitral tribunal's decision went beyond the claims submitted to it, or failed to decide one of the items of the claim;
- d) if the principle of equal treatment of the parties or the right of the parties to be heard was violated;
- e) if the award is incompatible with public policy.

[https://www.swissarbitration.org/files/34/Swiss%20International%20Arbitration%20Law/IPR\\_G\\_english.pdf](https://www.swissarbitration.org/files/34/Swiss%20International%20Arbitration%20Law/IPR_G_english.pdf) (2021年3月10日アクセス)

取消請求などを提起することができる場合が多い。日本国内のスポーツ紛争については、国の裁判所の決定が最終となるが、イギリスをはじめ、ヨーロッパの国々では、国の裁判所の判断に不服がある当事者は、国が欧州人権条約（European Convention on Human Rights、以下「ECHR」という）で保護されている選手の権利を侵害したとして、国を相手に、欧州人権裁判所（European Court of Human Rights、以下「ECtHR」という）へ訴えを提起することができ、ECtHRは、締結国による権利侵害があったと認める場合には、その旨を宣言し、相手国に対策を講じることを命じたり、権利侵害による損害の賠償を命じることができる。ECtHRの管轄はイギリスをはじめ、締結国であるヨーロッパの47か国に及ぶこととなる。ECtHRの最終決定に対しては、さらなる不服申し立ての手段がないことから、ヨーロッパを仲裁地とするスポーツ紛争解決に関する最高権威はECtHRとすることができる。

そして、ECtHRでは、2018年、2020年にスポーツ紛争に関する2つの重要な判決が出された。これらは、ECHR第6条第1項に規定されている公平な裁判（仲裁）を受ける権利が争点となっており、この権利がスポーツ仲裁に適用されるのか、適用される場合には、どのような基準で仲裁廷の独立性、中立性の判断をするのかについての基準を示しており、スポーツ紛争解決機関のあり方を再検討する貴重な材料となりうる。

## 第2 ECtHR、ECHRとは

ECtHRは、欧州評議会（Council of Europe、以下「CE」または「CoE」という）の司法機関である。CEは、人権、民主主義、法の支配の分野で国際社会の基準策定を主導する汎欧州の国際機関であり、1949年、フランス・ストラスブールで設立された。2021年3月現在、加盟国は47か国<sup>3</sup>、オブザーバー5か国（日

---

<sup>3</sup> フランス、イタリア、英国、ベルギー、オランダ、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、アイルランド、ルクセンブルク（以上原加盟国）、ギリシャ、トルコ（以上1949年）、アイスランド（1950年）、ドイツ（1951年）、オーストリア（1956年）、キプロス（1961年）、スイス（1963年）、マルタ（1965年）、ポルトガル（1976年）、スペイン（1977年）、リヒテンシュタイン（1978年）、サンマリノ（1988年）、フィンランド（1989年）、ハンガリー（1990年）、ポーランド（1991年）、ブルガリア（1992年）、エストニア、リトアニア、スロベニア、チェコ、スロバキア、ルーマニア（以上1993年）、アンドラ（1994年）、ラトビア、モルドバ、アルバニア、ウクライナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国（以上1995年）、ロシア、クロアチア（以上1996年）、ジョージア（1999年）、アルメニア、アゼルバイジャン（以上2001年）、ボスニア・ヘルツェゴビナ（2002年）、セルビア（2003年）、モナコ（2004年）、モンテネグロ（2007年）（全47か国）

本、アメリカ、カナダ、メキシコ、教皇庁) であり、ECtHR や条約モニタリング機関を通じた人権保護、多国間条約の作成等を行っている。また、選挙監視ミッションの派遣や、憲法改正意見案の発出などによる旧東側諸国の民主化を積極的に支援し、サイバー犯罪、人身取引、テロ対策、偽造医薬品対策、女性に対する暴力、子供の権利、AI 等の分野にも取り組んでいる。ECtHR は、CE の司法機関として 1953 年発効の ECHR に基づき創設され、締結国と同数の裁判官によって構成されている。<sup>4</sup>

ECHR 第 34 条は、ECtHR が取り扱う事案に関して、「締結国によって ECHR に規定された権利を侵害されたと主張する個人、NGO、あるいは私的団体からの申し立てを受理することができる。」と規定している<sup>5</sup>。

そして、ECHR 第 6 条第 1 項は、独立・公平な裁判を受ける権利に関し、以下のように定めている。

#### ARTICLE 6

##### Right to a fair trial

1. In the determination of his civil rights and obligations or of any criminal charge against him, everyone is entitled to a fair and public hearing within a reasonable time by an independent and impartial tribunal established by law. Judgment shall be pronounced publicly but the press and public may be excluded from all or part of the trial in the interests of morals, public order or national security in a democratic society, where the interests of juveniles or the protection of the private life of the parties so require, or to the extent strictly necessary in the opinion of the court in special circumstances where publicity would prejudice the interests of justice.

(参考訳) 第 6 条 公平な裁判を受ける権利

第 1 項 市民の権利と義務あるいはすべての刑事的責任に

---

<sup>4</sup> CE ウェブサイト; <https://www.coe.int/en/web/yerevan/european-court-of-human-rights> 2021 年 3 月 2 日アクセス)

<sup>5</sup> ECHR 34 条; The Court may receive applications from any person, nongovernmental organisation or group of individuals claiming to be the victim of a violation by one of the High Contracting Parties of the rights set forth in the Convention or the Protocols thereto. The High Contracting Parties undertake not to hinder in any way the effective exercise of this right.

ついて、すべての者は、合理的期間内に、法によって設置された独立・公平な裁判体 (Tribunal) による、公平で公開の審問を受ける権利を有する。判決は、公開されるが、モラルや公序あるは民主社会における国家の安全を守るために、あるいは青少年の利益やプライバシーを保護を守るために、公開によって正義が損なわれる特別な状況下では、裁判所の判断で、真に必要な範囲に限って、部分的にプレスへの公開や一般公開が制限されることがある。(下線は報告者が加筆)

第3 MUTU AND PECHSTEIN v. SWITZERLAND (nos. 40575/10 and 67474/10) <sup>6</sup>

この事案は ECHR 第 34 条に基づき、ルーマニア国籍のプロサッカー選手 Mr Adrian Mutu (以下「第一申立人」または「Mutu」という)とドイツ国籍のプロ・スピードスケート選手 Ms Claudia Pechstein (以下「第二申立人」または「Pechstein」という)のスイス政府を相手方とする ECtHR への 2 件の申し立て (40575/10 and 67474/10) に関するものであり、それぞれの申し立て日は 2010 年 7 月 13 日と 2010 年 1 月 11 日である。<sup>7</sup>

第一申立人と第二申立人は、それぞれ ECHR 第 6 条第 1 項の公平な裁判を受ける権利が侵害されたと主張している。<sup>8</sup>

#### 1. Mutu 事案の概要

2003 年 8 月 11 日、プロサッカー選手である Mutu は、チェルシーフットボールクラブ (以下「チェルシー」または「クラブ」という) との 2008 年 6 月 30 日までの雇用契約にサインした。その契約書には英国法が適用される旨が明記されていた。翌日、Mutu はイタリアの AC Parma からチェルシーに合計 22,500,000 イギリスポンド (約 26,343,000 ユーロ) で移籍した。その契約では、Mutu は年報 2,350,000 イギリスポンド (約 2,751,000 ユーロ) と契約金 330,000 イギリスポンド (約 386,000 ユーロ) が 5 回の分割払で支払われることとなっていた。<sup>9</sup>

---

<sup>6</sup> ECtHR ウェブサイト;

<https://hudoc.echr.coe.int/eng#%7B%22fulltext%22:%5B%22CASE%20OF%20MUTU%20AND%20PECHSTEIN%20v.%20SWITZERLAND%22%5D,%22documentcollectionid%22:%5B%22GRAND%20CHAMBER%22,%22CHAMBER%22%5D,%22itemid%22:%5B%22001-186828%22%5D%7D> (2021 年 3 月 2 日アクセス)

<sup>7</sup> ECHR, Mutu and Pechstein v. Switzerland, nos. 40575/10 and 67474/10, 2 October 2018.

<sup>8</sup> Ibid., para. 3, 4

<sup>9</sup> Ibid., para. 9.

しかし、2004年10月1日、英国サッカー協会によりターゲット薬物検査が行われ、Mutuはコカインについて陽性となった。2004年10月28日、チェルシーはMutuの雇用契約を即時終了し、Mutuに資格停止が科された。<sup>10</sup>

資格停止期間が終わるとすぐ、Mutuは、イタリアへ戻り、2005年春からJuventus FC, AC FiorentinaそしてAC Cesenaにおいてプロとしての活動を再開した。

<sup>11</sup> 2005年1月26日、Mutuとチェルシーは、MutuがFIFA Regulations for the Status and Transfer of Players (以下「2001 Regulations」という)の第21条に規定されている「正当な理由」なく雇用契約違反を犯したかどうかについて国際サッカー連盟(「FIFA」)に所属するFootball Association Premier League Appeals Committee (以下「FAPLAC」という)に紛争解決を委ねることに同意した。この時、Mutuは、FAPLACによる仲裁を受け入れずに国内裁判所に紛争解決を求めることも2001 Regulations 第21条の規定上は可能であった。<sup>12</sup>

2005年4月20日、FAPLACは、申立人が雇用契約違反を犯したとの決定を下した。<sup>13</sup>

Mutuは、FAPLACの決定に対して上訴管轄を持つCASに上訴した。パネル長をMr. D.-R. MとするCASパネルは2005年12月15日に、FAPLACの決定を支持する仲裁決定を出した(CAS第一事案、CAS第一決定)。MutuはそのCAS仲裁決定に対してはスイス連邦裁判所(以下「SFT」というへ)取消請求をしなかった。<sup>14</sup>

2006年5月11日、チェルシーは、FAPLACによって認定され、CAS第一決定で支持されたMutuによる雇用契約違反について、FIFA Dispute Resolution Chamber (以下「DRC」という)に対して、賠償を命じる決定を求めて提訴した。DRCは当初は、管轄権を有しないという決定を下したため、チェルシーは、その決定をCASへ上訴し、CASは、2007年5月21日にDRCが管轄権を有するとして、その事案をDRCへ差し戻した(CAS第二事案、CAS第二決定)。2008年5月7日の決定で、DRCはMutuに合計17,173,990ユーロを支払うよう命じた。その根拠は、2001 Regulations 第21条と英国法に基づいて計算されたMutuの移籍のためにチェルシーが支払った金額のうちの未償却部分であった。<sup>15</sup>

2008年9月2日、Mutuは、チェルシーへ支払うべき損害が存在しない旨を主

---

<sup>10</sup> Ibid., para. 10.

<sup>11</sup> Ibid., para. 11.

<sup>12</sup> Ibid., para. 12.

<sup>13</sup> Ibid., para. 13.

<sup>14</sup> Ibid., para. 14.

<sup>15</sup> Ibid., para. 14.

張して CAS へ上訴した。本件において、各当事者は the Code of Sports-related Arbitration (以下「CAS コード」という)に従って、それぞれ仲裁人を指名することとなった。チェルシーは CAS 第一事案で仲裁人長を務めた Mr D.-R. M を指名したが、それに対して Mutu は、Mr D.-R. M. は 2005 年 12 月 15 日の CAS 第一決定を下したパネルの長であった者であったことを理由に、2008 年 9 月 22 日に CAS コード R34<sup>16</sup>に従って忌避を申し立てた。CAS の理事会的組織である the International Council of Arbitration for Sport (以下「ICAS」という)は 2009 年 1 月 13 日の決定で、Mutu の忌避を却下した。2009 年 1 月 14 日、CAS は両当事者にパネルが Mr J.-J. B., Mr D.-R. M. そして Professor L. F. の 3 名で構成され、Professor L. F. がパネル長を務めることが通知された。2009 年 7 月 31 日の決定で、パネルは、Mutu の申し立てを棄却した (CAS 第三事案、第三決定)。<sup>17</sup>

2009 年 9 月 14 日、Mutu は SFT に取消請求を申し立て、CAS 仲裁人が十分に独立・公平でなかったことを理由に CAS 第三決定は取り消されるべきであると主張した。Mutu は、Mr D.-R. M. について、本件とも関連性のある 2005 年 12 月 15 日の CAS 第一決定のパネルとなっていたことを指摘し、Mr D.-R. M. はパネルに加わるべきではなかったと主張した。<sup>18 19</sup>

## 2. Mutu 事案における原審 (SFT) の判断

2010 年 6 月 10 日の SFT の判断では、CAS 仲裁パネルは、独立・中立であると

---

<sup>16</sup> CAS Code (2004 edition) R34 Challenge An arbitrator may be challenged if the circumstances give rise to legitimate doubts over his independence. The challenge shall be brought within 7 days after the ground for the challenge has become known. Challenges are in the exclusive power of the ICAS which may exercise such power through its Board in accordance with the Statutes which are part of this Code. The petition setting forth the facts giving rise to the challenge shall be lodged by a party. The ICAS or its Board shall rule on the challenge after the other parties, the challenged arbitrator and the other arbitrators have been invited to submit written comments. It shall give brief reasons for its decision. The ICAS may decide to publish decisions related to petitions for challenge. [CAS\\_Code\\_2004\\_internet\\_.pdf \(tas-cas.org\)](https://www.tas-cas.org/CAS_Code_2004_internet_.pdf) 2021 年 3 月 7 日アクセス

<sup>17</sup> ECHR, Mutu and Pechstein v. Switzerland, para. 15.

<sup>18</sup> 第一申立人は、匿名の電子メールによる情報を基に、仲裁人 L.F. の独立性、中立性についても異議を述べているが、その主張については、立証が不十分であるとして棄却されているため、本報告書ではその点に関する争点は除外して分析する。

<sup>19</sup> ECHR, Mutu and Pechstein v. Switzerland, para. 16.

判断され、Mutu の取消請求は、棄却された。<sup>20</sup>

SFT の判示内容は以下のとおりである。

Mutu は、被申立人（チェルシー）が指名した仲裁人 D. -R. M. の独立性について、被申立人（チェルシー）に有利な判決を出した同じ当事者の関連した事案で仲裁人を務めていたことで異議を申し立てている。この点については、Mutu は、the International Bar Association' s Guidelines on Conflicts of Interest in International Arbitration approved on 22 May 2004（以下「IBA ガイドライン」という）を引用する。Mutu は、D. -R. M. に関する状況は、IBA ガイドライン 2.1.2<sup>21</sup>に該当すると主張する。すなわち、仲裁人が当該事案にかかわっていた場合、「waivable red list」（当事者が承諾すれば許容されるが原則として仲裁人をしてはならない場合）に該当すると主張する。<sup>22</sup>

Mutu の主張によると、本件の状況は、オレンジリスト（開示が必要ではあるが、必ずしも忌避が認められとは限らない場合）の中の、IBA ガイドライン 3.1.5<sup>23</sup>「現在あるいは過去 3 年以内に当事者の一方か当事者の一人の関係者がかかわっている事案で仲裁人を務めた仲裁人」にも該当すると主張する。Mutu によれば、本件（CAS 第 3 事案）でのチェルシー（被申立人）による D. -R. M. の指名は、同一当事者間の CAS 第一事案で被申立人を勝たせたことの見返りとしてなされたものであると主張する。

しかし、Mutu の主張する、IBA ガイドラインの 2 つのルールが本件に当てはまるかどうかは大いに疑問がある。<sup>24</sup>

最初のルール（IBA ガイドライン 2.1.2）については、仲裁人が以前、当該事案にかかわっていた場合である。

つまり、このルールが当てはまるのは同じ事件番号が付された同じ事案の場合である。そのような基準と形式にもとづいて判断すると、本件は 2005 年 12 月 15 日に仲裁判断が出された以前の事案（CAS 第一事案）とは異なる事件番号が付されており、「同じ事案」ではない。その証拠に、2 つの事案は、異なる事件番号が CAS によって付されている（それぞれ CAS 2005/A/876 と CAS

---

<sup>20</sup> Ibid., para. 12.

<sup>21</sup> 2. Waivable Red List 2.1.2 The arbitrator has previous involvement in the case.

[https://sccinstitute.com/media/37100/iba\\_publications\\_arbitration\\_guidelines\\_2004.pdf](https://sccinstitute.com/media/37100/iba_publications_arbitration_guidelines_2004.pdf)

<sup>22</sup> SFT, 4A\_458/2009, 3.3.1.

<sup>23</sup> 3. Orange List 3.1.5 The arbitrator currently serves, or has served within the past three years, as arbitrator in another arbitration on a related issue involving one of the parties or an affiliate of one of the parties.

<sup>24</sup> Ibid., para. 3.3.3.1.

2008/A/1644)。

2 番目のルール (IBA ガイドライン 3.1.) については、現在あるいは過去 3 年以内に当事者の一方か当事者の一人の関係者がかかわっている事案で仲裁人として関与した場合について規定しているのであるが、このルールはオレンジリストに分類されており、違反した仲裁人が自動的に不適切と判断されるわけではない。国の裁判所の場合でも、裁判官が既に当事者の一人 (またはその関係者) がかかわっている他の事案に関与している事実は、その裁判官に予断を抱かせる可能性があるものの、当事者の一部が重複している複数の事案を同じ裁判官が取り扱うことが可能となるためには、その裁判官が以前の事案を取り扱ったことで、公平に審理することがもはや期待できない場合だけである。この点を判断するには、事実、手続きの特異性、および手続きの様々な段階で提起された具体的な問題を考慮する必要がある。同じことは、仲裁にも当てはまる。<sup>25</sup>

本件に関してみると、CAS 第一事案において仲裁人長として D.-R. M. を含むパネルに委託された審理内容は、非常に限定的であった。この審理で、Mutu は、コカインの摂取により深刻な契約違反があることをもはや争っていなかったからである。したがって、CAS 第一事案での仲裁人の役割は、2001 Regulations 第 21 条に従って、「unilateral breach (一方的契約違反)」という言葉の解釈をすることだけであった。

たしかに、CAS 第一決定において、CAS パネルは、争点の判断において、クラブに有利な判断を下した。しかし、Mutu は、その仲裁判断に対して取消申立てをしなかったことに加えて、客観的に、関連する事案で仲裁決定を下したという事実のみを持って、その仲裁人の独立性や信用性に疑問を生じるいうことはできない。さらに、2005 年 12 月 15 日の事案 (CAS 第一事案) の影響で、パネルが本件 (CAS 第三事案) で賠償金の額を不公平に判断したとは認められない。<sup>26</sup>

また、ここでは同一の事案に関連する 3 つの仲裁判断が問題となっていることを考慮しなくてはならない。これらの事案は、すべて同じパネルによって行われることもあり得たのである。最初の 2 つの事案は 3 番目の事案と比べて、中間決定的な性質のものであり、最終判断となる 3 番目の事案のみが、現在、上訴されているという状況である。例外的な場合を除いて、最終仲裁判断をしたパネルの構成の合法性を、事後的に、中間決定や決定の一部に加わった仲裁人が参加していたという理由で争うことはできない。結果的に、Mutu が、さかのぼって提起している仲裁人 D.-R. M. の独立性と公平性に関する疑義は、正当化するこ

---

<sup>25</sup> Ibid., para. 3.3.3.2.

<sup>26</sup> Ibid., para. 3.3.3.2.

とはできない。<sup>27</sup>

### 3. Pechstein 事案の概要

Pechstein はプロのスピードスケーターであり、彼女はローザンヌに本部を置く International Skating Union (以下「ISU」という) のメンバーであり、ドツ・スピードスケートコミュニティ (以下「DESG」という) に加入している。

<sup>28</sup>

2009年2月6日、Hamar (ノルウェー) で同月7日、8日に行われた World Speed Skating Championships に出場するすべての選手にドーピングテストが行われた。彼女の血液プロファイルを分析した結果、ISU はドーピング違反の疑いありとして懲戒委員会に事案を付託した。2009年6月29日と同月30日にベルンで審問が行われた後、2009年7月1日、懲戒委員会は同年2月9日からさかのぼって開始する2年の資格停止を彼女に科した。<sup>29</sup>

2009年7月21日、Pechstein と DESG は、懲戒委員会の決定を不服として CAS に上訴した。2009年8月17日、CAS はパネルの構成を発表した。それに対して手続き中にいずれの当事者からも忌避申し立てはなかった。2009年10月22日と23日に CAS の審問が行われた。<sup>30</sup> 2009年11月25日、CAS は Pechstein の請求を棄却し、ISU 懲戒委員会の決定した2年の資格停止を支持した。<sup>31</sup>

2009年12月7日、Pechstein は、SFT に CAS の仲裁決定の取消請求を行った。彼女の主張は、CAS は仲裁人候補者の選任<sup>32</sup>において独立、公平な仲裁廷ではないということ、そして、本件の仲裁人長 F. はドーピングに関して「強硬派 (hard line)」であり彼は公平ではないというものであった。<sup>33</sup>

---

<sup>27</sup> Ibid., para. 3.3.3.2.

<sup>28</sup> ECHR, Mutu and Pechstein v. Switzerland, para. 18.

<sup>29</sup> Ibid., para. 19.

<sup>30</sup> Ibid., para. 29.

<sup>31</sup> Ibid., para. 22

<sup>32</sup> 本報告書では、パネルを構成する3名の仲裁人の指名については「指名」という文言を、CAS 仲裁人候補者リストへの登載については「選任」「任命」あるいは「リスト搭載」という文言を用いて区別している。

<sup>33</sup> ECHR, Mutu and Pechstein v. Switzerland, para. 22; なお、公開審問に関する主張及び CAS の事務総長による仲裁判断の訂正があったという主張については、本報告書の中では分析しない。

#### 4. Pechstein 事案における原審 (SFT) の判断

2010年2月10日 SFT は申立てを棄却した。関連する部分の判示は以下のとおりである。

もし、仲裁廷が独立性と公平性を欠くのであれば、それは、PILA 第 190 条 (2) (a)<sup>34</sup>に定められた取消事由に該当する不当なパネル構成であり、仲裁決定の取消理由となる。ただし、仲裁廷が独立性と公平性を欠くという点についての異議は即時に申し立てられなければ、信義則により、その点について異議を申し立てる権利は失われる<sup>35</sup>。Pechstein は、CAS 手続き中に何ら独立性と公平性に異議を申し立てることなく、CAS へ申立てをして手続きオーダーにサインをしている。そのような状況で SFT へ取消申立て後に初めて CAS の公平性について異議を申し立てることは、信義則に反する。しがたって、CAS パネルは公平ではなかったという主張は棄却する。むしろ、CAS は適切な仲裁廷であると認められるべきである。さらに、さらに、SFT の先例では、CAS は the International Olympic Committee (以下「IOC」という) から独立しており、国の裁判所と同等の判断を下していると判断されている。

また、パネル長 F が「強硬派」だという主張はあまりにもあいまいで一般的な主張であり、手続きとの直接的な関係も認められない以上、それによって彼の独立性に合理的な疑いを生じさせるということはできない。<sup>36</sup>

したがって、PILA 第 190 条 (2) (a) に基づくパネルの独立性の欠如と不適切なパネル構成についての主張については認めることができず、棄却されている。<sup>37</sup>

#### 5. ECtHR が示した判断

##### (1) 前提となる事実

ECtHR は判断の前提として、以下の通りの事実認定を行った。

CAS は、1984年6月30日に、スポーツの分野で生じた紛争解決仲裁を提供する目的で設立された。その所在地はローザンヌである。組織としては、法人格はないものの、自律性のある仲裁機関であり、設立当時 60 名の仲裁人候補者が IOC, IF, NOC, IOC 会長から 4 分の 1 ずつ任命されていた。設立当初、CAS の運営

---

<sup>34</sup> PILA 第 190 条(2)(a) if the sole arbitrator was not properly appointed or if the arbitral tribunal was not properly constituted

(参考訳) 単独仲裁人が適切に指名されなかった場合、あるいは仲裁パネルが適切に構成されなかった場合。

<sup>35</sup> SFT, 3.2.1.

<sup>36</sup> Ibid., para. 3.2.

<sup>37</sup> Ibid., para. 3.3.

費用は、IOCによって負担されており、IOCは規則の制定・改定に関する権限も有していた。<sup>38</sup>

1993年の決定で、SFTはCASとIOCの構造的・財政的つながりの観点からCASのIOCからの独立性について判断した。その結果、SFTはCASがIOCからより独立性を高めることが望ましいと判断した。その判断は、CASの大規模な改革につながることになる。<sup>39</sup>

主な改革は、1994年6月22日にパリでICASを設立したことと、1994年11月22日に施行されることになるCASコードを制定したことであった。<sup>40</sup>

ICASはスイス法に基づく私的財団であり、20人のハイレベルな法律家によって成り立っている。そのメンバーの任期は4年で再任が可能である。<sup>41</sup>

ICASの主な役割は、CASの独立性を確保し、仲裁当事者の権利を守ることである。ICASには多くの機能がある。例えば、CASコードの適用と改正、CASの運営、CASの財政面の管理、当事者がCAS仲裁人を選任するためのクローズドなCAS仲裁人候補者リストを作成すること、仲裁人の忌避や除斥に関する決定をしたり、事務総長（当時のSecretary General、現Director General）の指名をすることなどである。<sup>42</sup>

CASはスポーツ紛争を解決するパネルを構成する。CASは通常仲裁部と上訴仲裁部に分かれており（当時）、前者は、契約や市民の権利の行使としての通常の第一審手続きを、後者は、スポーツ連盟等によって下された懲戒処分決定などに対する上訴を取り扱う（例えば、ドーピングによる資格停止や競技場での不適切な行為、審判への侮辱行為に対する懲戒処分などである）。<sup>43</sup>

本件当時、20人のICASメンバーがCASコードS4に従って指名されていた。当時のS4の規定は以下のとおりである。<sup>44</sup>

- a. 4人がIFから指名される。すなわち、the Summer Olympic IFs (ASOIF) から3人、そして、the Winter Olympic IFs (AIWF) から1人がそのメンバーシップの内外から選ばれる。
- b. 4人がthe National Olympic Committees (ANOC) から指名される。すなわちANOCのメンバーシップの内外から選ばれる。

---

<sup>38</sup> ECHR, *Mutu and Pechstein v. Switzerland*, para. 26.

<sup>39</sup> *Ibid.*, para. 27.

<sup>40</sup> *Ibid.*, para. 28.

<sup>41</sup> *Ibid.*, para. 29.

<sup>42</sup> *Ibid.*, para. 30.

<sup>43</sup> *Ibid.*, para. 31.

<sup>44</sup> *Ibid.*, para. 32.

- c. 4人がIOCから指名される。すなわち、IOCメンバーシップの内外から選ばれる。
- d. 選手の利益保護の適切な観点から、上記で選ばれた12人のICASメンバーによって、4人が指名される。
- e. 上記で選ばれた16人のICASメンバーによって上記スポーツ団体とは独立した人物4人が指名される。

本件当時のCAS仲裁人候補者の選任に関しては以下のような規定が存在していた。<sup>45</sup>

CASリストには、少なくとも150人の仲裁人候補者がいなくてはならず、そのリストは、CASコードS14に基づいて作成されるもので、S14は以下のように規定している。

CAS仲裁人候補者リストを作成するために、ICASは、十分な法律トレーニングを積んだ、スポーツ法と（または）国際仲裁に関する能力を有し、少なくともCASの使用言語の1つの十分な語学力を備えた人物を選任する。さらに、以下の事項についても考慮される。

- 1/5はIOCのメンバーシップの内外からIOCによって選任される。
- 1/5はIFのメンバーシップの内外からIFによって選任される。
- 1/5はNOCのメンバーシップの内外からNOCによって選任される。
- 1/5は選手の利益保護の観点から選任される。
- 1/5は上記団体から独立した者から選任される。

CAS仲裁人候補者の任期は4年で更新可能である。<sup>46</sup>

さらに、当時のR54によれば、パネル長は、当事者によって指名された仲裁人らと協議の上、上訴仲裁部門の長によって指名されることとなっていた。<sup>47</sup>仲裁人として指名された者は独立性があることの宣誓にサインすることが求められる（CASコードS18）。

さらに仲裁人は、独立性に影響を及ぼす可能性があるいかなる状況についても直ちに開示する義務がある。すべての仲裁人は、独立性に合理的疑いを生じさせる状況が生じた場合には忌避を申し立てられる可能性がある。当事者は、忌避の基礎となる理由を知るに至った場合には、即座に忌避を申し立てなくてはならない。また、仲裁人が辞退したり、職務を全うできない場合には、仲裁人は

---

<sup>45</sup> Ibid., para. 33

<sup>46</sup> Ibid., para. 34.

<sup>47</sup> Ibid., para. 35.

ICASによってパネルから除斥される。ICASは、簡単な理由をつけた決定を持って、理事会を通じてそのような権限を行使することができる。<sup>48</sup>

2012年1月1日施行のCASコード改正により、S14のICASメンバーに関する1/5ルールは廃止されている。2012年1月1日施行のCASコードS14は以下のとおりである。<sup>49</sup>

“In establishing the list of CAS arbitrators, the ICAS shall call upon personalities with full legal training, recognized competence with regard to sports law and/or international arbitration, a good knowledge of sport in general and a good command of at least one CAS working language, whose names and qualifications are brought to the attention of the ICAS, including by the IOC, the IFs and the NOCs. ~~In addition, the ICAS shall respect, in principle, the following distribution:~~

- ~~1/5th of the arbitrators selected from among the persons proposed by the IOC, chosen from within its membership or from outside;~~
- ~~1/5th of the arbitrators selected from among the persons proposed by the IFs, chosen from within their membership or outside;~~
- ~~1/5th of the arbitrators selected from among the persons proposed by the NOCs, chosen from within their membership or outside;~~

---

<sup>48</sup> Ibid., para. 36.

<sup>49</sup> なお、2021年1月1日施行の最新のCAS仲裁人候補者に関するCASコードの規定は以下のとおりである。

S14 The ICAS shall appoint personalities to the list of CAS arbitrators with appropriate legal training, recognized competence with regard to sports law and/or international arbitration, a good knowledge of sport in general and a good command of at least one CAS working language, whose names and qualifications are brought to the attention of ICAS, including by the IOC, the IFs, the NOCs and by the athletes' commissions of the IOC, IFs and NOCs. ICAS may identify the arbitrators having a specific expertise to deal with certain types of disputes. (下線部が本件当時とは異なる部分)

~~1/5th of the arbitrators chosen, after appropriate consultations, with a view to safeguarding the interests of the athletes;~~

~~1/5th of the arbitrators chosen from among persons independent of the bodies responsible for proposing arbitrators in conformity with the present article.~~

(2) 独立・公平な裁判を受ける権利は仲裁にも適用されるか？

ECHR 第 6 条第 1 項に規定されている裁判を受ける権利は、必ずしも典型的な意味の国の「裁判」を受ける権利に限定されるとは解されていない。同条の「tribunal」という言葉には、私人間の特定の紛争を取り扱う仲裁廷も含まれる場合がある。<sup>50</sup>

ただし、すべての仲裁に ECHR 第 6 条第 1 項の保護が及ぶわけではない。すなわち、任意的仲裁と強制的仲裁とは区別されるべきである。仲裁合意が真に自由意思のもとでなされたケース（任意的仲裁）では、当事者は、仲裁条項に署名することで、「裁判を受ける権利」を任意に放棄しているのであり、同条の保護は受けない。<sup>51</sup> 一方で、仲裁が強制されたもの（強制的仲裁）で、紛争を国の裁判所ではなく仲裁廷で解決しなくてはならないことに、当事者の選択の余地がない場合には、ECHR 第 6 条第 1 項が、「公平・中立な仲裁を受ける権利」として適用される。<sup>52</sup>

そして、Pechstein 事案については、強制的仲裁といえる。<sup>53</sup> なぜなら、スポーツ連盟の競技会に出場したいと考える選手は、仲裁を含むそのスポーツ連盟のシステムを受け入れる以外に選択肢はないからである。それは生活がかかっているプロ選手の場合にはなおさらである。<sup>54</sup>

したがって、Pechstein にとって、仲裁に関する選択肢は、仲裁条項を受け入れて競技会に出場し生活費を稼ぐか、それを拒否して、プロレベルの競技から退き、スピードスケートを生活の糧とすることをやめるかという二者択一を意味

---

<sup>50</sup> Ibid., para. 94.

<sup>51</sup> Ibid., para. 98.

<sup>52</sup> Ibid., para. 95.

<sup>53</sup> Ibid., para. 109.

<sup>54</sup> Ibid., para. 111.

した。<sup>55</sup>そして、仲裁を受け入れないことによって生じる彼女のプロ選手生活への制限を考慮すると、彼女が仲裁条項を自由にそして明確に受け入れていたとは言えない。<sup>56</sup>

なお、本件の仲裁は法律によってではなく ISU の規則によって課されていたものではあるが、Pechstein による CAS 管轄の受諾は、強制的仲裁と考えるべきである。したがって、仲裁手続きにおいて、ECHR 第 6 条第 1 項の保護が与えられなくてはならない。<sup>57</sup>

一方で、Mutu 事案は、Pechstein 事案の状況とは異なる。適用されるルールである 2001 Regulations は、紛争解決メカニズムとして、国の裁判所をとるか、CAS の仲裁をとるかの選択肢を選手とクラブの契約上の自由に残しているからである。<sup>58</sup>

### (3) CAS は公平中立な仲裁廷といえるか—Pechstein 事案について

司法廷 (Tribunal) が独立かどうかを判断するに際し、特に考慮しなくてはならないのは、仲裁人候補者の任命の方法、在任期間、外部からの圧力に対する保護の存在、そして、その仲裁廷が独立した外観を有しているかどうかである。<sup>59</sup>

公平性とは、偏見や予断が無いことを意味する。ECtHR が、これまで ECHR 第 6 条第 1 項について示してきた判例では、公平性の有無は Subjective test (主観的基準) と Objective test (客観的基準) によって決められるべきであるとされてきた。主観的基準とは、特定の仲裁人の個人的な信念や行動に基づくもので、その仲裁人が実際の事案の中で偏見や不公平な取り扱いを見せるかどうかを判断することである。一方、客観的基準とは、仲裁裁判所という組織自体が、公平性についての合理的疑義を抱かせないような構成を確立しているかどうかである。<sup>60</sup>

ただ、主観的公平性と客観的公平性の完全な境界線はない。なぜなら裁判官の行動は、客観的な懸念を生じさせるだけではなく、個人的な信念にもかかわるものだからである。<sup>61</sup>この意味で、客観的にどう見えるかという点は重要である。

---

<sup>55</sup> Ibid., para. 113.

<sup>56</sup> Ibid., para. 114.

<sup>57</sup> Ibid., para. 115.

<sup>58</sup> Ibid., para. 116.

<sup>59</sup> Ibid., para. 140.

<sup>60</sup> Ibid., para. 141.

<sup>61</sup> Ibid., para. 142.

言い換えれば、正義は内面で行われるだけでなく、外見上もみえるものでなくてはならないということである。<sup>62</sup>さらに、状況によっては、独立性と客観的な公平性は、密接に関連しあっており、ECtHR は、それらを一緒に考慮することができる<sup>63</sup>と考える。

Pechstein は、本件の仲裁人長がドーピング事案で選手側からの仲裁人指名をいつも辞退しており、スポーツ連盟を代理することを好んでいたことを指摘する。彼女は、これはこの仲裁人がドーピング事案で訴追されている選手に対して偏見（予断）を持っており、したがって、彼は公平性に欠けると指摘する。しかし、Pechstein は SFT では、このような主張はしておらず、仲裁人長に独立性公平性が無いことを表すために他の主張をしていた。すなわち、過去においては、彼女は仲裁人長がドーピングにおいて「hard line」であることを主張していたのである。いずれにしても、その仲裁人の独立性・公平性に疑義を生じさせるような事実は見出すことはできない。<sup>64</sup>

CAS の財政に関しては、スイス政府が主張するように、国の裁判所は常に国の予算によって運営されているが、その事実が、国が当事者になっている事件で、裁判所に独立性・中立性が無いということにはならないという点に注目する。同様に考えれば、CAS の財政面のみをもって CAS には独立性や公平性が無いとは言えない。<sup>65</sup>

さらに、ECtHR は、申立人が仲裁人候補者リストへの登載に関してスポーツ連盟とアスリートの間の影響力の不均衡から生じる 組織的問題の観点から独立性、中立性がないと主張していることについても審理した。<sup>66</sup>

CAS の仲裁人候補者は、当時の S14 に基づき、ICAS によって任命され、以下のような構成になっていた。3/5 の仲裁人候補者は IOC と IF と NOC によってそのメンバー内外から選任され、1/5 は選手保護の観点から ICAS が選任し、1/5 は上記の団体から独立した者の中から ICAS が選任することになっている。したがって、ICAS は 1/5 を潜在的紛争当事者から独立した者の中から選ぶことになる。ただし、ECtHR は、この 1/5 ずつ選任するメカニズムは 2012 年には廃止され、より一般的な文言になっていることも考慮する。<sup>67</sup>

さらに、この 1/5 の独立した仲裁人候補者の指名も ICAS によってなされるこ

---

<sup>62</sup> Ibid., para. 143.

<sup>63</sup> Ibid., para. 144.

<sup>64</sup> Ibid., para. 150.

<sup>65</sup> Ibid., para. 151.

<sup>66</sup> Ibid., para. 152.

<sup>67</sup> Ibid., para. 153.

とを考慮すべきである。ICAS 自体が、スポーツ団体から選任されたメンバーが多くの割合を占めているからである。すなわち、仲裁人候補者を選任する ICAS と紛争当事者となりえるスポーツ団体との間には強いつながりが存在するのである。<sup>68</sup>

さらに、仲裁人候補者は 4 年の任期を何度でも更新することができ、また、R35 に従い、ICAS は簡単な理由を付した決定のみで、仲裁人をパネルから除斥することができる。<sup>69</sup>

Pechstein 事案では、CAS コードに従って、すべての仲裁人は仲裁人候補者リストから選ばれたが、Pechstein が仲裁人を指名する権利は、仲裁人候補者リストに登載されている仲裁人を指名しなくてはならないという意味で制限されていた。すなわち、Pechstein は商事仲裁と異なり、リストとは離れて仲裁人を完全に自由に指名できる権限があったわけではない。<sup>70</sup>

しかし、そうではあっても、ICAS が作成した仲裁人候補者リストには本件当時約 300 人もの仲裁人候補者が搭載されていたが、Pechstein は、その全員について独立性と公平性に疑問をさしはさむような事実について証拠を提出していない。彼女の事案を担当した仲裁パネルについても、Pechstein は仲裁人長一人についてしか異議を唱えていないし、しかもそれは立証されていない。ECtHR は、本件当時 CAS で紛争当事者となりうるスポーツ団体が仲裁人候補者リストに影響を及ぼす可能性があったことは認めるが、その可能性のみを持って、客観的にも主観的にも仲裁人候補者リストに登載された大多数の仲裁人の独立性や公平性を否定することはできないと結論付けた。したがって、ECtHR の立場としては、仲裁人候補者リストに関してすでに確立した SFT の先例を否定する程度には十分な根拠はないと考える。<sup>71</sup>

したがって、ECtHR は CAS には独立性と公平性がなく、ECHR 第 6 条第 1 項違反であるという主張を認めないという結論に達した。<sup>72</sup>

#### (4) CAS は公平・中立な仲裁廷といえるか—Mutu 事案について

Mutu 事案は Pechstein 事案とは異なる。すでに述べたように Mutu は自由な意思のもとで裁判所ではなく CAS を利用することを選択した。したがって、Mutu 事案においては、CAS での仲裁は任意的仲裁であり、そもそも、ECHR 第 6 条第 1

---

<sup>68</sup> Ibid., para. 154.

<sup>69</sup> Ibid., para. 155.

<sup>70</sup> Ibid., para. 156.

<sup>71</sup> Ibid., para. 157.

<sup>72</sup> Ibid., para. 159.

項の保護を受けない。第 2 に、Mutu は CAS の仲裁人指名に関する構造的な問題によって独立性や中立性が欠如しているという主張はしていない。彼は、彼の事案を担当した仲裁人個人 (Mr D. -R. M.) の独立性と中立性を問題にしている。

73

Mr D. -R. M. の独立性に疑問を生じさせる合理的な理由があるかどうかを判断するための重要なポイントは、Mr D. -R. M. が 2009 年の審理 (CAS 第三事案) で判断したポイントが 2005 年の判断で審理した内容 (CAS 第一事案) と同様であったかどうかという点である。<sup>74</sup>

CAS 第一事案によって審理された問題は、2001 年規則第 21 条の「一方的な違反」という言葉の解釈に関するものであり、2009 年 7 月 31 日の仲裁判断における問題は、対照的に、DRC の 2008 年 5 月 7 日の決定で Mutu がチェルシーに支払う賠償金額に関して DRC が 2001 年規則第 22 条を正しく適用したかに関してであった。<sup>75</sup>

結果的に、SFT が正しく判断しているように、原因となっている事実が同じであっても、二つの仲裁パネルが審理すべき法律的な争点は明確に異なる。最初の事案は、申立人の契約上の責任であり 2 つ目の事案では損害賠償の額である。<sup>76</sup>

したがって、ECtHR は、Mr D. -R. M. が公平性に欠けることを理由に ECHR 第 6 条第 1 項違反があるという主張は認めることができないと判断した。

77

#### 6. Pechstein 事案の ECtHR 少数意見<sup>78</sup>

Pechstein 事案について、2 名の裁判官は以下のような反対意見を書いている。

我々は Pechstein によって提起された CSA の独立性公平性の欠如については認められるべきものと考え、多数意見に反対する。

多数意見は、仲裁人候補者の登載手続について、当時 ICAS は影響力を有していたと判断していながら、同時に、当事者は仲裁人を仲裁人候補者リストから指名する以外の選択肢がないにもかかわらず、ICAS の影響はリストに登載された

---

<sup>73</sup> Ibid., para. 160.

<sup>74</sup> Ibid., para. 162.

<sup>75</sup> Ibid., para. 163.

<sup>76</sup> ECHR, Mutu and Pechstein v. Switzerland, para. 164.

<sup>77</sup> Ibid., para. 165.

<sup>78</sup> ECHR, Mutu and Pechstein v. Switzerland, nos. 40575/10 and 67474/10, 2 October 2018.; JOINT PARTLY DISSENTING, PARTLY CONCURRING OPINION OF JUDGES KELLER AND SERGHIDES

仲裁人候補者の独立性・公平性に影響がなかったとしており、矛盾がある。さらに、多数意見は、本件を担当した仲裁人らはそういった影響をうけているという結論に至っていない。<sup>79</sup>

多数意見は、3つの前提に依拠しているが、それらにはそれぞれ以下のような矛盾点が存在する。

第1に、仲裁人候補者を1/5ずつ選任できるIOC, IF, NOCという3つの団体は仲裁において選手と対立する一当事者となる。多数意見も、これらの団体がCASでの紛争当事者になりえることを認めている。<sup>80</sup>

第2に、CASに関していえば、本件当時、ICASが3/5のメンバーをスポーツ団体(IOC, IF, NOC)から直接提出された名簿に基づいて仲裁人候補者として登載しており、残りの2/5のうち、1/5は選手の利益保護の観点から選ばれ、1/5は独立した専門家が選ばれていた。したがって、仲裁人候補者のうち1/5のみが、スポーツ団体に対して最も独立しているとみなすことができる。しかし、その1/5はICASによって推薦されており、ICASメンバー任命は上述のようにスポーツ団体によってなされる。この状況は、ICASによって選任される1/5の独立専門家の任命のみならず、選手の利益保護のためにICASによって選任される1/5の仲裁人候補者の独立性と公平性にも疑問を生じさせるものである。<sup>81</sup> このような1/5ずつ選任するというシステムは2012年のCASコード改正により廃止され、より一般的な選任方法に代えられている。具体的には、「ICASは、IOC, IF, NOCから推薦された人材を仲裁人候補者として選任する。」と変更されている。

<sup>82</sup>

第3に、スポーツ団体は直接あるいは間接的にICASを通して仲裁人候補者選任のシステムに不適切な不当な影響を及ぼしていると言え、このような影響のもと選任された仲裁人候補者の中から指名された者がパネルとしてスポーツ団体と選手との紛争解決を担当することになるのである。言い換えれば、この仲裁人候補者選任システムは、CAS仲裁で当事者となりうるスポーツ団体とICASには特定のつながりがあることを示している。そのつながりは、不適切なものである。

<sup>83</sup>

---

<sup>79</sup> ECHR, *Mutu and Pechstein v. Switzerland*, nos. 40575/10 and 67474/10, 2 October 2018.; JOINT PARTLY DISSENTING, PARTLY CONCURRING OPINION OF JUDGES KELLER AND SERGHIDES; para. 7

<sup>80</sup> *Ibid.*, para. 8.

<sup>81</sup> *Ibid.* para. 9.

<sup>82</sup> *Ibid.* para. 10.

<sup>83</sup> *Ibid.* para. 11.

以上の3点にも関わらず、多数意見は、CASの独立性を否定していない。多数意見は、スポーツ団体による不当な影響が各仲裁人の個人レベルで、あるいは、リスト搭載されている仲裁人の大半が影響を受けていることを立証することを申立人に要求しているようである。しかし、少数意見としては、そのような立証責任は、ECtHRが「客観的公平性 (objective impartiality)」と「独立性 (independence)」に関する事案で要求する立証責任範囲の限界を超えている。

84

ECtHRの確立した判例では、仲裁廷が独立しているかどうかを決めるにあたり、考慮すべき要素は、仲裁人候補者の選任方法、在任期間、外部からの圧力からの保護、そして、その組織が独立しているように見える外観があるかどうかであるとされている。そのような基準で判断するのであれば、個々の仲裁人が予断を持っているか、独立性があるかは必ずしも関係が無い。例えば、労働仲裁やリースに関する仲裁の事案では、雇用者側の仲裁人だけでパネルが構成されれば、そのようなパネルは受け入れられないであろう。そしてそれは、仮に、その事案でその仲裁人個人が公平であっても当てはまるのである。少数意見は、この理由づけを本件においても当てはめるべきであると考える。<sup>85</sup>

したがって、少数意見は、CASが、ECHR第6条第1項によって要求される「公平・中立な仲裁廷」とは言えないと判断する。

#### 第4 ALI RIZA AND OTHERS v. TURKEY (nos. 30226/10 and 4 others) <sup>86</sup>

この事案は、ECHR第34条に基づくトルコ政府に対する5つの申し立てによるものである、Mr Ömer Kerim Ali Rıza (イギリスとトルコの国籍、以下「Ali Rıza」という) (no. 30226/10) と3人のトルコ国籍の Mr Fatih Arslan、 Mr Şaban Serin、 Mr Mehmet Erhan Berber (no. 17880/11, 17887/11, 17891/11 同一事案番号) そして Mr Serkan Akal (以下「Serkan Akal」という) (no. 5506/16) の5人の申立人による3つの申し立てに関する決定である。<sup>87</sup>それぞれの申し立て日は、2010年4月20日、2010年12月29日、2016年1月11日である。5人の申立人は、いずれも、トルコサッカー連盟 (以下「TFF」という) の司法機関の手続きがECHR第6条第1項に定められた独立・公平な裁判を受ける権利を侵害

---

<sup>84</sup> Ibid. para. 12.

<sup>85</sup> Ibid., para. 13.

<sup>86</sup> ECHR, Ali Riza and Others v. Turkey, nos. 30226/10 and 4 others, 28 January 2020.

<sup>87</sup> Ibid., para. 1.

するものであるとして、トルコ政府を相手方として ECHR へ提訴した。<sup>88</sup>

本報告書では、仲裁部門の独立性・中立性について実質的な判断がなされている Ali Rıza 事案 (nos. 30226/10) と Serkan Akal 事案 (nos. 5506/16) について分析する。

#### 1. Ali Rıza 事案 (nos. 30226/10) の概要

本件当時、Ali Rıza は、プロのサッカー選手であった。<sup>89</sup> Ali Rıza とトルコのトップ・プロリーグのクラブである Trabzonspor Kulübü Derneği (以下「クラブ」という) は 2006 年 1 月 17 日に雇用契約にサインした。期限は、2006 年 6 月 30 日までの契約であった。契約書は英語で書かれ、Ali Rıza に支払われる金額が定められてしていた。<sup>90</sup> トルコ政府は、Ali Rıza とクラブが 2006 年 1 月 18 日に、トルコ語の標準雇用契約を締結し、Trazon の公証人によって認証されたと主張する。一方で、Ali Rıza は、そのような契約を明確に否定し、公証人のところへ行ったことなどないと主張する。<sup>91</sup> 2008 年 1 月 4 日、Ali Rıza はクラブを去り、故郷であるイギリスに戻った。翌日、Ali Rıza の代理人は、クラブに対してファックスを送付し、クラブは契約違反を犯したため、Ali Rıza は今後当該クラブではプレーをしないと伝えた。<sup>92</sup> 2008 年 1 月 14 日、クラブの理事会は、Ali Rıza が無断でクラブを去り、許可を得ずにトレーニングを欠席し、クラブに戻らなかったとして、184,000 トルコリラ (当時約 109,523 ユーロ相当) の罰金を科すことを決定し、Ali Rıza へ通知した。<sup>93</sup> 2008 年 4 月 8 日、Ali Rıza の代理人は、4 月分の給料が支払われていないことを理由に、正当理由により契約を終了することをクラブと TFF に通知した。その通知には、彼の置かれた状況下 (支払いの遅延、ユースチームでのトレーニングの強要、シニアチームに選出しない、心理的なプレッシャー、厳しいトレーニングプログラムを課して家族との時間を過ごすことを不可能にしたなど) では、彼はクラブでのプレーが不可能であることも明記されていた。<sup>94</sup> 2008 年 5 月 16 日、クラブは TFF の Dispute Resolution Committee (以下「TFF DRC」という) に提訴し、以下のものを求めた。

---

<sup>88</sup> Ali Rıza については、別途、スイス政府に対する訴えも提起している。

<sup>89</sup> Ibid., para. 8.

<sup>90</sup> Ibid., para. 9.

<sup>91</sup> Ibid., para. 10.

<sup>92</sup> Ibid., para. 11.

<sup>93</sup> Ibid., para. 12.

<sup>94</sup> Ibid., para. 13, 14.

不当な契約破棄に対する 291,973 トルコリラ（当時約 153,670 ユーロ）の損害賠償、当時施行されていた Professional Football and Transfer Directive（以下「旧 Transfer Directive」）違反を理由とする Ali Riza の移籍禁止、Ali Riza とクラブとの契約の終了。<sup>95</sup>

2008 年 5 月 20 日、Ali Riza は TFF DRC に答弁書と反訴状を提出した。彼はクラブに対して、2008 年 1 月から 4 月までの延滞給料を支払うこと、2007 年・2008 年シーズンの未払い試合出場フィー、および、契約の終了時までには支払われるはずであった試合出場フィーを支払うことを命じるよう TFF DRC に求めた。

<sup>96</sup>

2008 年 12 月 2 日、TFF DRC は Ali Riza の申し立てを棄却し、クラブの申し立てを部分的に支持した。TFF DRC は Ali Riza に対して、不当な契約終了に対する損害賠償として 94,357.95 トルコリラ（当時約 46,711 ユーロ相当）、罰金として 139,022.80 トルコリラ（当時約 68,822 ユーロ相当）を支払うように命じた。また、TFF DRC は、本件当時施行されていた旧 Transfer Directive の違反を理由に、Ali Riza に対し 4 か月間他のクラブと契約することを禁じた。<sup>97</sup>

2009 年 1 月 22 日、Ali Riza は TFF DRC の 2008 年 12 月 2 日付決定に対して TFF の Arbitration Committee（仲裁委員会、以下「AC」という）に上訴した。

<sup>98</sup>

2009 年 4 月 16 日、AC は部分的に Ali Riza の申し立てを認めた。AC は TFF DRC の Ali Riza が不法に契約を終了したという認定を支持したが、クラブもまた、旧 Transfer Directive によって規定されていた契約期間内に契約を終わらせることを怠ったと認定した。そして、Ali Riza が契約に従ってクラブに支払うべき金額を 129,353.38 トルコリラ（当時の約 61,596 ユーロ相当）に減額した。そして、Ali Riza に科されたスポーツ処罰（4 か月間の新クラブとの契約禁止）は、無効とした。<sup>99</sup>

2009 年 10 月 21 日に AC の決定は Ali Riza に伝えられた。法律上、AC の決定は、最終で拘束力があり、通常の裁判所に不服申し立てはできないとされていた。<sup>100</sup>そこで、Ali Riza は、そのような法律を設定していたトルコ政府が、ECHR 第 6 条、第 1 項の公平な裁判を受ける権利を侵害しているとして、トルコ政府を相

---

<sup>95</sup> Ibid., para. 15.

<sup>96</sup> Ibid., para. 16.

<sup>97</sup> Ibid., para. 17.

<sup>98</sup> Ibid., para. 18.

<sup>99</sup> Ibid., para. 19.

<sup>100</sup> Ibid., para. 20.

手取って、ECtHR へ提訴した。<sup>101</sup>

## 2. Serkan Akal 事案 (nos. 5506/16) の概要

Serkan Akal は、2000年7月1日から2015年7月23日5までトップレベルのサッカーのアシスタント審判であった。TFF のルールでは、トップレベルアシスタント審判は2つのトップ・プロリーグで審判ができると定められている。<sup>102</sup>

2015年7月21日、TFF の中央審判委員会 (以下「CRC」という) は、当時施行されていた Central Referee Committee Directive (以下「旧 CRC Directive」という) にしたがって、審判のレベルを決めるための基準を決定した。それに基づいて、2015/2016 のシーズンの70人のトップランクのアシスタント審判のリストを作成した。しかし、申立人は83人のアシスタント審判の78番目で、2015/2016 のシーズンは地方審判に格下げとなった。<sup>103</sup>

2015年7月27日、申立人はCRC の決定を不服として、AC に申立てをした。そして、彼をトップレベルアシスタント審判リストに再度掲載するように請求した。彼の主張では、当時施行されていた旧 CRC Directive によれば、トップレベルアシスタント審判の数は、トップレベル審判の倍でなくてはならず、トップレベル審判は39人であるから、トップレベルアシスタント審判の数は78人でなくてはならないと主張した。そして、リスト搭載されるトップレベルアシスタント審判を70人に制限して彼を入れなかったことは旧 CRC Directive に反していると主張した。<sup>104</sup>

2015年7月30日、AC は申立人の異議を棄却した。そして、AC はトップレベルアシスタント審判のリストにどのアシスタント審判を入れるかの決定権はCRC が専属的に有すると判断した。トップレベルアシスタント審判の数の決定についてもCRC の裁量にあると判断した。特に、旧 CRC Directive の「kadar」 (up to) という表現は、トップレベルアシスタント審判の数がトップレベル審判の2倍の数でなくてはならないという意味ではなく、上限の数が規定されているだけであって、CRC はその権限で、人数を減らすことができ、CRC はその権限内で、トップレベルアシスタント審判を任命したのであって、Serkan Akal が地方

---

<sup>101</sup> なお、Ali Riza は、その後、CAS へ上訴しているが、管轄外として受理されていない。この件についても、別途、スイス政府を相手に、ECHR へ申立てをしている。Ibid., para. 23, 24.

<sup>102</sup> Ibid., para. 38.

<sup>103</sup> Ibid., para. 39.

<sup>104</sup> Ibid., para. 40.

審判員に降格したことには旧 CRC Directive 違反はないと判断した。<sup>105</sup>

2015年8月19日、Serkan Akal は新たな申立を AC に上訴した。そして、審理手続きの再開と決定の審査を求めた。彼は、旧 CRC Directive に従えば、リストに登載されるトップレベルアシスタント審判の人数について CRC には裁量の余地がないと主張した。加えて Serkan Akal は、CRC は旧 CRC Directive に記載された理由があるときに限り審判を降格できると主張した。そして、彼の場合は、いずれの要件も当てはまらないと主張した。<sup>106</sup> AC は、2015年8月20日の決定で、Serkan Akal の手続き再開に関する請求を却下した。<sup>107</sup>

法律上、AC の決定は、最終で拘束力があり、通常の裁判所に不服申し立てはできないとされていた。そこで、そのような法律を設定していたトルコ政府が、ECHR 第6条、第1項の公平な裁判を受ける権利を侵害しているとして、トルコ政府を相手取って、ECtHR へ提訴した。

### 3. ECtHR が示した判断（連盟内スポーツ仲裁機関の独立性・中立性の判断基準）

#### (1) 独立・公平な裁判を受ける権利は、仲裁にも適用されるか？

ECHR 第6条の公平な裁判を受ける権利は、必ずしも、典型的な意味の国の裁判所だけを意味するわけではない。したがって、同条の「Tribunal」という言葉は、私人間の特定の紛争を解決するために設立された仲裁廷も含まれる。<sup>108</sup>

ECtHR は、国の裁判所とは分類されないオーソリティも実質的に ECHR 第6条1項の意味での Tribunal になりえるということを繰り返し指摘してきた。その機関が管轄を有しており、規定に従って手続きが行われる場合、実質的に司法機能があれば、仲裁廷であっても ECHR の「Tribunal」とみなされる。<sup>109</sup>

ただし、任意的仲裁と強制的仲裁とは区別されるべきであり、もし、仲裁が法によって強制されるものであり、その当事者は仲裁廷を利用する以外に選択肢がない場合、ECHR 第6条第1項の保護が及ばなくてはならない。<sup>110</sup>

これを本件に当てはめてみると、Ali Riza 事案については、本件当時の旧 TFF Law は契約上の紛争については、強制的に AC の専属管轄を認めていた。Mutu 事案と異なり、適用される規則上、Ali Riza にもクラブにも、AC による仲裁以外

---

<sup>105</sup> Ibid., para. 42.

<sup>106</sup> Ibid., para. 43.

<sup>107</sup> Ibid., para. 44.

<sup>108</sup> Ibid., para. 173.

<sup>109</sup> Ibid., para. 195.

<sup>110</sup> Ibid., para. 174.

に紛争解決の手段を選択する余地はなかったのである。<sup>111</sup>

一方、Serkan Akal 事案についても、懲戒とスポーツ行政に関する紛争については、Constitution 第 59 条第 3 項が「Arbitration Tribunal」に専属管轄を認めていた。サッカーの事案については、当時の TFF 規程である、旧 CRC Directive は、CRC の決定は AC にのみ上訴できると定めていたのである。<sup>112</sup>

したがって、本件の 2 つの事案は、強制的仲裁であると言え、仲裁機関での仲裁を受ける以外に選択の余地がなかった 2 人の申立人には、ECHR 第 6 条により「独立・公平」な仲裁を受ける権利が及ぶことになる。<sup>113</sup>

(2) AC は独立・公平な仲裁機関であったか？

以上のように、申立人らにとって AC による仲裁が強制的仲裁であった以上、申立人らには、ECHR 第 6 条第 1 項により、AC による、独立・公平な仲裁を受ける権利が保障されることになるため、次に、AC が独立・公平な仲裁廷であったかどうかを検討する。

司法廷が ECHR 第 6 条第 1 項の意味で独立しているかどうかを判断するためには、メンバーの選任方法、在任期間、外部からの圧力に対する保護の存在、そして、その司法機関が独立した外観を有しているかどうかという点が考慮される。

<sup>114</sup>

AC メンバーの任命については、会長の推薦を得て、理事会が任命するとされていた。推薦された者が TFF Law に書かれている要件を満たしている場合には、理事会は、その中から誰を AC メンバーに任命するかを任意に決めることができる。しかし、ECtHR は、AC メンバーが理事会で選任されるということだけを持って、客観的公平性を疑うには不十分であると考える。そのような事実があっても、もし、選任されたメンバーが外部からの圧力の影響を受けず、何らの指示も受けず、独立して任務をおこなうことができる場合には、AC に独立性や公平性がないことにはならない。申立人らは、これまで AC のメンバーが外部からの指示を受けているとか理事会の圧力を受けているというような主張をしてきていない。また、この事案の記録からも指示や圧力は確認できない。そこで、ECtHR は、AC メンバーが要求されたレベルでの任務遂行を確実にするために十分な保護があったかどうかを検討する。<sup>115</sup>

---

<sup>111</sup> Ibid., para. 176.

<sup>112</sup> Ibid., para. 177.

<sup>113</sup> Ibid., para. 179、181.

<sup>114</sup> Ibid., para. 196.

<sup>115</sup> Ibid., para. 209.

まず、理事会の構成についてみると、クラブでの経歴が理事会メンバーになるための前提条件ではなかったにもかかわらず、理事会は常に主にクラブのメンバーまたは幹部で構成されてきており、理事会では、クラブ関係者以外のサッカー関係者は常に少数派であった。<sup>116</sup>

次に AC の構成についてみると、法律教育課程を修了した者で 5 年以上の法律専門家としての経験を持つメンバー (lay assessors) だけで構成されている。結果的に、AC メンバーは、ほとんどが弁護士かスポーツ法専門の法律家である。これは、本件を担当したパネルにも当てはまることである。<sup>117</sup>

TFF の規程は、AC の任期について、特定の期間を定めていないが、その期間は、理事や会長と同じであると定める。TFF 規則は、AC メンバーが辞任しない限り、彼らの委任の終了前に仲裁委員会のメンバーの早期の後退や解任を禁止している。したがって、メンバーの任期は保証されているが、上記のように AC メンバーの任期は、理事会と同じ長さに制限されている、執行機関である理事会メンバーと AC メンバーの任期を同じにすることは不当で、その独立性と公平性に疑問を生じさせる。TFF ルールによると、AC メンバーは報酬と旅費そして宿泊手当を TFF から受け取る。そして、その金額は理事会によって決められる。ECtHR は、Pechstein の事案でも判示したように、国の裁判所が国の予算で運営されているからと言って、国が当事者になる事案で公平性・中立性が無いとは言えないのと同様に、CAS についても、財政的な点だけで独立性・公平性が無いとは言えないと判断した。AC が任務に対して理事会が決定した報酬を受け取ったり、あるいは実費を払い戻してもらうことがあるとしても、それは、AC が独立性と公平性に欠けると判断するには不十分である。<sup>118</sup>

さらに、TFF 規則では、理事会メンバーが AC メンバーを兼ねることは禁止されている。また、当事者は民法、刑法の手続きを準用して、AC メンバーの中から指名されたパネルメンバーを忌避することができる。しかし、AC メンバーには、独立性に関する状況について開示義務はない。さらに重要なことは、AC メンバーの独立性に忌避が申し立てられた時の手続き規定が存在しないことである。また、ルールは、忌避申立てがあった時に、その申立てに誰が対応して、決定を下すのかも定めていない。<sup>119</sup>

以上から、ECtHR は、理事会と AC との間には組織上そして、構造上強いつな

---

<sup>116</sup> Ibid., para. 211.

<sup>117</sup> Ibid., para. 212.

<sup>118</sup> Ibid., para. 214.

<sup>119</sup> Ibid., para. 215.

がりがあると判断する。これは、2つの部署の上下関係を意味するものではないが、理事会は、ACの機能に重大な影響を及ぼすことを示している。<sup>120</sup>

ACという強制的仲裁の独立性と中立性を判断するために、ECtHRは、次に、ACメンバーが客観的にも主観的にも潜在的に紛争当事者となりえるクラブから独立したメンバーによって構成されていたかどうかを判断する。<sup>121</sup>

ACメンバーを選任する理事会の構成に関して上記で認定した事実からも明らかのように、選手は、クラブと同程度には、理事会に利益代弁者を出せていない。したがって、ACにおける手続きで、クラブと選手との契約の問題が取り扱われる際には、仲裁判断がクラブに有利に働く可能性がある。また、本件当時、本件にかかわったすべてのACメンバーは、理事会から指名されており、そして、理事会は、圧倒的にクラブの元メンバーや幹部役員で構成されていた。<sup>122</sup>

以上のことを考慮すると、理事会はACの組織や業務に対して強い影響力を有しており、ACメンバーには理事会からの圧力からの保護がなく、独立性と公平性が疑われるという主張には理由があると判断する。<sup>123</sup>

したがって、ECtHRは、TFFのACは、ECHR第6条第1項によって要求される「公平・中立な仲裁廷」とは言えないと判断する。<sup>124</sup>

## 第5 まとめ

以上で分析した、Mutu・Pechstein事案、Ali Riza事案でECHRが示した内容の一覧は以下の通りである。

	Pechstein 事案 多数意見	Pechstein事案 少数意見	Mutu事案	Ali Riza事案
問題となった紛争解決機関	Court of Arbitration for Sport (CAS) (スポーツ連盟から独立したスポーツ仲裁組織)			トルコサッカー連盟仲裁委員会 (国内スポーツ連盟(NF)内の紛争解決部門)
公平な裁判を受	同条の「Tribunal」には典型的な国の裁判所のみならず、法律やスポーツ			

<sup>120</sup> Ibid., para. 216.

<sup>121</sup> Ibid., para. 217.

<sup>122</sup> Ibid., para. 219.

<sup>123</sup> Ibid., para. 222.

<sup>124</sup> Ibid., para. 225.

ける権利 (ECHR第6条、第1項) はスポーツ仲裁にも適用されるか?	<p>連盟の規則に基づき私人間の特定の紛争を解決するための仲裁廷も含まれる。</p> <p>仲裁合意が真に自由意思のもとでなされたケース (任意的仲裁) では、当事者は、仲裁条項に署名することで、「裁判を受ける権利」を任意に放棄しているのであり、同条の保護は受けない。一方で、仲裁が強制されたもの (強制的仲裁) で、紛争を国の裁判所ではなく仲裁廷で解決しなくてはならないことに、当事者の選択の余地がない場合には、ECHR第6条第1項が、「公平・中立な仲裁を受ける権利」として適用される。</p>			
任意的仲裁か強制的仲裁か	強制的仲裁 (拒否すればISUの競技会に参加してプロ選手としての活動ができなくなるため。)		任意的仲裁 (適用される規則では、国の裁判所か仲裁かを選択できたが、選手は、自由な意思のもとで裁判所ではなくCASを利用することを選択したため。)	強制的仲裁 (適用される法律によると仲裁以外の選択肢がなかったため。)
独立・公平な仲裁の判断基準	<p>仲裁人候補者の選任の方法、在任期間、外部からの圧力に対する保護の有無、独立した外観を有しているかどうか。</p> <p>ただし、各仲裁人の個人レベルで、あるいは、仲裁人候補者の大半が競技団体の影響を受けていることを立証できなければ、独</p>	<p>仲裁人候補者の選任の方法、在任期間、外部からの圧力に対する保護の有無、独立した外観を有しているかどうか。</p>	<p>仲裁人候補者の選任の方法、在任期間、外部からの圧力に対する保護の有無、独立した外観を有しているかどうか。</p> <p>ただし、各仲裁人の個人レベルで、あるいは、仲裁人候補者の大半が競技団体の影響を受けていることを立証できなければ、独</p>	<p>仲裁委員会メンバーの選任方法、在任期間、外部からの圧力に対する保護の有無、独立した外観を有しているかどうか。</p>

	立・公平な仲裁ではないと認定することはできない。		立・公平な仲裁ではないと認定することはできない。	
その他の要素	財政面は必ずしも重要ではない。 (国の裁判所は常に国の予算によって運営されているが、その事実が、国が当事者になっている事案で、裁判所に独立性・中立性が無いということにはならないことと同様に考えられる。)	個々の仲裁人が独立性・中立性があるかは必ずしも関係が無い。		財政面は必ずしも重要ではない。 (例えば、国の裁判所は常に国の予算によって運営されているが、その事実が、国が当事者になっている事案で、裁判所に独立性・中立性が無いということにはならないことと同様に考えられる。)
具体的あてはめ	仲裁人候補者を選任する ICAS は、スポーツ団体から選任されたメンバーが多くの割合を占めている。 そして、3/5の仲裁人候補者はスポーツ団体から選任され、1/5は選手保護の観点から、1/5は上記の団体から独立した者の中から ICAS が選任することになってい	スポーツ団体は直接あるは間接的に ICAS を通して仲裁人候補者選任のシステムに不適切な不当な影響を及ぼしていると言え、このような影響のもと選任された仲裁人候補者から指名された者がスポーツ団体と選手との紛争解決を担当することになるのである。言い換	そもそも、本件は、任意的仲裁であり、第6条第1項の保護を受けない。 さらに、Mutu は本件と関連事案を担当した仲裁人個人の独立性と中立性を問題にしているが、双方の事案の原因となっている事実が同じであっても、二つの仲裁パネルが審理すべき法律的	本件にかかわったすべての AC メンバーは、理事会から指名されており、理事会は、圧倒的にクラブの元メンバーや幹部役員で構成されていた。また、執行機関である理事会メンバーと AC メンバーの任期を同じにすることは不当で、AC の独立性と公平性に疑問を生じさせる。

	<p>る。 紛争当事者は仲裁人候補者リストに登載されている仲裁人を指名しなくてはならない。 しかし、そうではあっても、ICASが作成した仲裁人候補者リストには本件当時約300人もの仲裁人候補者が搭載されており、Pechsteinは、その全員について独立性と公平性に疑問をさしはさむような事実について証拠を提出していない。</p>	<p>えれば、この仲裁人候補者選任システムは、CAS仲裁で当事者となりうるスポーツ団体とICASには特定のつながりがあることを示している。そのつながりは、不適切なものである。</p>	<p>な争点は明確に異なっており、両方の事案にかかわった仲裁人が公平性に欠けるとは言えない。</p>	<p>理事会メンバーがACメンバーを兼ねることは禁止されているが、ACパネルに忌避が申し立てられた場合の手続き規定が存在しない。また、ACパネルは独立性に関する情報の開示義務がない。 したがって、理事会とACとは組織上、構造上の強いつながりがあり、理事会はACの機能に重大な影響を及ぼす。 選手は、クラブと同程度には、ACメンバーを選任する理事会に利益代弁者を出していない。 以上のことを考慮すると、理事会はACの組織や業務に対して強い影響力を有しており、ACメンバーには理事会からの圧力からの保護がなく、独立性と公平性が疑われるという主張</p>
--	--	---	--	--

				には理由がある
独立・公平な仲裁を受ける権利の侵害	なし。 (CASには公平性中立性が無いとは言えない。)	あり。 (CAS仲裁人候補者を選任するICASとスポーツ団体とは不適切なつながりがある)	なし。 (そもそも第6条第1項の適用なし)	あり。 (TFF ACにクラブの代表が多数を占める理事会の影響を受けており、  独立性と公平性が疑われる)

以上